

## 伊勢原市設計違算等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、入札の公平性及び透明性を確保するため、設計違算等が生じた場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「設計違算等」とは、仕様書、設計図、単価抜き設計書及び発注案件概要書等（以下「仕様書等」という。）における積算基準及び単価の適用誤り、数量の違い、費用の計上漏れ及び記載誤り等により設計金額に変更（各費目の積算金額の変更を含む。）が生じる場合をいう。

(入札公告後から競争参加資格確認申請期限前の対応)

第3条 入札公告後から競争参加資格確認申請期限前までに設計違算等が判明した場合は、次に定めるとおり対応するものとする。

- (1) 入札参加要件に変更が生じるときは、当該入札を中止するものとする。
- (2) 入札参加要件に変更が生じないときは、当該入札を続行することができるものとする。
- (3) 前号の場合、必要に応じて入札日程の延長等を行うことができるものとする。

(競争参加資格確認申請期限後から開札前の対応)

第4条 競争参加資格確認申請期限後から開札前までに設計違算等が判明した場合は、当該入札を中止するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件を全て満たす場合に限り、当該入札を続行することができるものとする。

- (1) 入札参加要件に変更が生じないとき。
- (2) 当初設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）と誤りを訂正して積算し直した設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）の差が50万円以内かつ1パーセント以内であるとき。
- (3) 訂正した仕様書等を入札参加者に周知できるとき。

3 前項の場合、必要に応じて入札日程の延長等を行うことができるものとする。

(開札後から落札決定前の対応)

第5条 開札後から落札決定前までに設計違算等が判明した場合は、当該入札を無効とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件を全て満たす場合に限り、当該入札を有効とすることができるものとする。

- (1) 当初設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）と誤りを訂正して積算し直した設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）の差が50万円以内かつ

1 パーセント以内であるとき。

(2) 落札候補者に変更が生じず、落札候補者が契約を望む場合

3 疑義申立て期間中の対応については、伊勢原市発注工事等の入札に係る疑義申立て手続に関する取扱要綱（平成30年伊勢原市告示第60号）に定めるとおりとする。

（報道機関等への情報提供）

第6条 重要な案件で、第3条若しくは第4条の規定により入札を中止した場合又は前条の規定により入札を無効とした場合は、報道機関等に対して情報提供を行うものとする。

（その他）

第7条 入札公告の記載誤り等の事由で入札の公平性が著しく損なわれると認められる場合についても、原則として、同様の対応とする。

2 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成31年3月22日告示第24号）

この告示は、平成31年4月1日から施行し、同日以降に公告した入札から適用する。